

響灘東地区処分場整備事業に係る環境影響評価準備書に対する市長意見

1 予測・評価の手法について

(1) 水質

水質の予測において、将来、未利用地へ進出する企業の汚濁負荷量の見積りが水質汚濁防止法の総量規制値を超えている等、適切な条件設定となっていない。評価書を作成する際には、条件の再検討を行い、適切な予測・評価となるよう修正を行うこと。

(2) 大気質

大気質の浮遊粒子状物質濃度の年平均換算値が、年4回の現地調査の実測値よりも大幅に低い値となっている。評価書を作成する際には再検討を行い、適切な予測・評価となるよう必要に応じて修正を行うこと。

2 環境保全措置について

(1) 余水処理施設からの放流水質

余水処理施設からの放流水は、化学的酸素要求量の監視目標値を20 mg/Lに設定しているが、当該目標値を遵守するために採用する環境保全措置の内容が明らかになっていないため、評価書に記載すること。

(2) 水生生物に配慮した護岸形状等

環境保全措置として外周護岸を緩やかな傾斜護岸とし、海藻が生えやすくなるように海底に小段を設置することについて、先行事例の調査及び期待される効果に関する検討を行い、その結果を評価書に記載すること。

(3) 海底土砂の有効利用

工事に伴い発生する海底土砂の有効活用策について検討し、埋立処分量を可能な限り削減するよう努めること。

3 事後調査について

本事業の実施により周辺海域の閉鎖性が増大すること、及び事業実施区域周辺の海底において重要な水生動物の生息が確認されていることから、水質及び水生生物の項目を含んだ適切な事後調査計画を策定すること。